

動物の飼育は責任を持って 飼育の際はマナーを守りましょう

問い合わせ

環境課生活環境室 ☎ 53 - 2111 (内線 3311)
または各支所地域振興課市民生活室

犬や猫の飼い方に関するトラブルが増加しています。犬や猫を飼育している人は、動物が苦手な人もいることを理解し、マナーを守って飼うようにしましょう。

■犬を飼っている方へ

犬を散歩させる時は、ビニール袋やスコップ、水洗いのための水などを準備し、屋外にフンを放置することがないようにしてください。



■猫を飼っている方へ

猫は屋外に出すと、ご近所の庭を汚したり、自由な交配により野良猫を増やすことがあります。また、感染症にかかったり事故にあう危険もありますので、室内での飼育を心がけましょう。

■野良猫にエサをあげている方へ

野良猫には絶対にエサを与えないでください。飼育意図がないのにエサを与えていると、周囲に猫が集まり、ふん尿や鳴き声でご近所に迷惑がかかります。不幸な猫を増やさないためにも、このような行為は絶対にやめましょう。

不法投棄は犯罪です！

問い合わせ

環境課生活環境室 ☎ 53 - 2111 (内線 3311)
または各支所地域振興課市民生活室

【不法投棄とは】

正当な理由なく廃棄物を投棄することを「不法投棄」と言い、法律で禁止されています。違反した者は、法律の規定により5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはこれが併科されます。また、法人の場合は3億円以下の罰金が科されます。



【これも不法投棄です】

不法投棄で良く聞かれる話に、「自分の所有する土地ならば、埋めてしまっても不法投棄にはならない」というものがありますが、自分が所有する土地であっても、廃棄物を埋めるのは不法投棄にあたります。また、これから埋めようとしている状態、いわゆる「未遂」であっても処罰の対象になります。

【不法投棄をされたときは】

自身の所有する土地にごみを不法投棄され、捨てた者を特定することができない場合は、土地の所有者がごみを処分しなければなりません。土地の所有者はこまめに除草したり、看板を設置するなどして、不法投棄されないよう土地の管理には十分注意して下さい。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況をお知らせします

問い合わせ 市民課市民年金室 ☎ 53 - 2111 (内線 2212)

住民基本台帳法、住民基本台帳の一部の写しの閲覧および住民票の写しなどの交付に関する省令により、閲覧状況を公表することが義務付けられています。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの閲覧状況は下記のとおりです。



申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲	
			地域	対象
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	「令和2年度食育に関する意識調査」の対象者抽出(委託者:農林水産省消費・安全局長)	令和2年 10月23日	岩船下大町、 岩船岸見寺町	20歳以上
株式会社 日本リサーチ センター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「生活意識に関するアンケート調査」の対象者抽出(委託者:日本銀行情報サービス局長)	令和2年 11月25日	大谷沢、大津	20歳以上
自衛隊新潟地方協力本部 本部長 大倉 正義	自衛隊法第29条第1項及び第35条の規定に基づく陸上自衛隊高等工科学校生徒募集に関する適齢者抽出	令和2年 11月26日	村上市全域	平成18年4月2日～ 平成19年4月1日 生まれ男子